

令和8年6月22日

1. 出席議員

1 番	松 尾	咲 穂
2 番	釘 尾	勢津子
3 番	宮 崎	幸 宏
4 番	笠 継	健 吾
5 番	中 村	日出代
6 番	池 田	廣 志
7 番	杉 原	元 博
8 番	樋 口	作 二

9 番	中 村	一 堯
10 番	松 田	義 太
11 番	勝 屋	弘 貞
12 番	角 田	一 美
13 番	伊 東	茂
14 番	福 井	正
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	小野原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市	徳	安	博	行
教	育	吉	牟田	一	広
政	策	川	原	逸	生
市	民	染	川	康	輔
部	長	中	村	祐	介
業	部	江	島	裕	臣
建	設	嶋	江	克	彰
環	境	峰	松	健	二
部	長	田	中	美	穂
総	務	峰	松	一	政
課	長	中	尾	勝	徳
政	策	山	口		洋
調	整	星	野	晃	希
課	長	松	尾		亨
広	報	中	村	幸	男
企	画	手	島	秀	康
課	長	堀		正	和
財	政	江	頭	憲	和
課	長				
政	策				
調	整				
監	兼				
公	共				
施	設				
マ	ネ				
ジ	メ				
ン	ト				
室	長				
税	務				
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
建	設				
住	宅				
課	長				
建	設				
住	宅				
課	参				
事					
都	市				
計	画				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
長					

令和 8 年 6 月 22 日（月）議事日程

開 議（午前10時）

日程第 1 一般質問（通告順による）

鹿島市議会令和 8 年 6 月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
11	15 中 村 和 典	1. 固定資産税納税通知について (1) 文字が小さくて非常に見にくい (2) 1 期目の納期限について (3) 課税誤りにについて 2. 耕作放棄地について (1) 地目ごとの現状と転用実績について (2) 解消に向けた取り組みの実績について (3) 農地の貸し借りの状況について 3. 空き家対策について (1) これまでの取り組みについて (2) 課税状況について (3) 今後の取り組みについて 4. 所有者不明土地及び建物の解消について (1) 鹿島市の割合は (2) 課税できない土地・建物の現状は (3) 今後の取り組みは
12	3 宮 崎 幸 宏	1. 鹿島市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関すること (1) 公共施設等の現状及び更新需要について (2) 公共施設等総合管理計画と個別施設計画の進捗について (3) 学校施設の更新と学校の適正規模・適正配置について (4) 公共施設マネジメントの方針について 2. 鹿島市の地域公共交通に関すること (1) 地域公共交通の現状及び課題について (2) 地域公共交通に対する鹿島市民の評価及び意見について (3) 持続可能な地域公共交通の実現に向けた方策（抜本的な再編）について
13	11 勝 屋 弘 貞	1. 安全・安心・快適に暮らせる鹿島市をつくる (1) 鹿城川の整備・管理について (2) 野焼きによる火災について (3) 江北駅における乗り継ぎについて

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（徳村博紀君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり、昨日続き一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

皆様おはようございます。15番議員の中村和典でございます。

市内各地の田植もほぼ終了し、田んぼのカエルの合唱とともに、おてんとう様と水と緑の大地に感謝し、秋の豊作をお祈りしながら、一般質問を行います。

通告の1つ目は、固定資産税納税通知について、2つ目は、耕作放棄地について、3つ目は空き家対策について、4つ目は、所有者不明土地及び建物の解消について、以上4項目について質問をいたします。

今、世の中は少子高齢化の波が押し寄せています。鹿島市においても高齢者の世帯が増加し、若い人たちは実家から離れて生活したり、鹿島から出ていく姿が深刻化しています。

今回、私が質問に取り上げた4つの項目は、近い将来、鹿島市の財政を支えている土地、建物、償却資産から生じる固定資産税が大丈夫だろうかという心配からであります。

国民の三大義務として、1つ目は教育の義務、2つ目は勤労の義務、3つ目は納税の義務があります。私も後期高齢者に到達し、1つ目の教育の義務と2つ目の勤労の義務は、ほぼ終活期を迎えました。しかし、3つ目の納税の義務は、この世を去ってからでも義務として、相続登記等を済ませておかないと、ずっと負の不動産、遺産として背負っていくことになります。それほど固定資産税の納税は重要な義務であります。

5月16日、私宛てに令和8年度固定資産税、いわゆる土地、家屋、償却資産の納税通知書が送られてきました。中身を確認すると、納税通知書として、課税標準額、税率、軽減・減免前税額、年税額、合計年税額の一覧表及び課税明細書が同封されていました。いずれの文字も最小限に小さく表示されていて、非常に見にくい通知書となっていました。

また、納期限を見ると、1期の口座振替日が5月29日の金曜日、また、納付書での納期限が6月1日月曜日となっており、いずれも6月15日月曜日の年金支給日前となっていました。

これが通知書の現品でございます。（現物を示す）中身を見ると、目のいい人でも非常に判読しにくいような内容となっております。

以上2点について、納税者目線になっていない、分かりにくいという指摘や苦情を耳にしますが、なぜこのような通知書に変更されたのか、丁寧な説明をお願いいたします。

次に、耕作放棄地について質問します。

近年、農業、農村の衰退のバロメーターは、どれだけ農地に雑草や雑木が生い茂って農地が荒れているか、いわゆる遊休農地と言われる耕作放棄地の増大であります。年々増加の一端をたどり、農業をなりわいとする方にとっては本当に迷惑な話です。農村集落においては、家の周りの農地を荒らされると、正直、不快感や迷惑感が生じます。これまでも耕作放棄地対策については、私を含め、ほかの議員からも幾度となく質問がありました。

最初に、最新の状況についてお伺いをします。

この10年間に、畑及び水田の耕作放棄地の推移について、また、農用地全体に占める耕作放棄地の割合はどのようになっているのか。地区ごとの状況について、分かればお願いをいたします。

あわせて、農地から宅地や山林等へ転用された面積はどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

次に、空き家対策について質問します。

本年度になって、空家ガイドブックが回覧されてきました。編集に携わっていただいた鹿島市空家等対策協議会の皆さん及び事務局の建設住宅課に感謝を申し上げます。

私も早速、目を通してみました。その中で最も強調されていたのは、空き家の管理は所有者、管理者の責務であるということ、そのまま放置すれば保安上危険となるおそれや、著しく衛生上有害となるおそれ、また、著しく景観を損なっている状態になれば特定空家等に認定され、市から助言指導、勧告、命令、代執行という特別措置法が適用されること、また、新たな項目として相続登記の必要性が明記されており、令和6年4月から相続によって土地や建物を取得した人は、3年以内に相続登記の申請が義務化されたとありました。

関連して質問します。

令和4年度に鹿島市空家等対策協議会を設置以降、特定空家の解体等の成果が出てきておりますが、これまでの主な取組と空家等対策総合支援事業の内容についてお伺いします。

最後に、所有者不明土地及び建物の解消について質問します。

鹿島市の総土地面積は1万1,212ヘクタールで、うち林野面積が5,316ヘクタール、耕地面積が2,020ヘクタールで、内訳は田が1,280ヘクタール、畑が740ヘクタールで、その他が3,876ヘクタールとなっています。

令和5年に国土交通省が公表された全国の所有者不明土地の割合は26%となっています。その要因は、相続登記が未了のもの62%、住所変更登記が未了のもの32%となっています。鹿島市の状況はどのようになっているのか。また、相続放棄や所有者不明等の理由により固定資産税が課税できない土地や建物の件数、面積はどれくらいあるのか。あわせて、課税保留分を固定資産税に換算したらどれくらいの額になるのか、お伺いします。

以上で総括質問を終わります。答弁を受けた後に一問一答で質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは大きな1項目めの固定資産税納税通知について、4項目めの所有者不明土地についてお答えをいたします。

まず、固定資産税の納税通知書につきましては、地方税法に基づき、課税明細書と併せ、5月上旬に納税義務者の皆様へ郵送させていただいているところです。議員御紹介のとおり、納税通知書、課税明細書については、一昨年と様式が大きく変わり、文字が小さく見えづらく、皆様には大変御迷惑をおかけしております。

今回の様式になった経緯を御説明しますと、戸籍情報や税情報など住民情報を扱う自治体の基幹システムが、国が進める標準化仕様に統一化されることに合わせ、各種様式も統一化されております。今回の課税明細書についても同様に變更されており、鹿島市や共同処理を行っている杵藤地区管内だけでなく、全国の自治体でも様式が變更されており、改善の声が上がっている状況でございます。

次に、納期限についてお答えいたします。

現在、固定資産税の納期は、5月、7月、12月、2月の全4期となっております。一昨年の令和6年度までは、住民税、固定資産税、国民健康保険税を合わせた集合徴収方式として、6月から翌年3月までの全10期でお願いをしておりました。しかし、令和7年度からは、税目ごとに徴収する単税徴収方式、単税化と言いますが、これに變更になっております。先ほど申し上げたように、全4期となっております。

この徴収方式の變更も、先ほどの課税明細書のところでお話しした国のシステム標準化による影響となっております。この単税化への變更は、それまでの約半世紀続いた集合徴収方式からの大變革でございましたので、市民や議会等に対しても丁寧な説明を心がけ、様々な会合での説明をはじめ、いろんな媒体を活用し、周知に取り組んできたところです。その周知のチラシの中には、こういった緑のチラシ、（現物を示す）納期カレンダーと言いますけれども、これを市民皆様方に全戸配付でお配りをいたしております。

この納期カレンダーの活用法については、固定資産税だけでなく、市県民税、国民健康保険税を併せ、年間でのどの時期に納期が来るか、また、各自で期別ごとの税額を記入いただくことで、どの時期にどれくらいの額になるかが一覽で分かるようになっております。ぜひ御活用いただければと思います。

また、納税に関してお困り事等ございましたら、税務課のほうへ御相談いただければと思います。担当課としては、今後も丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、4項目めの所有者不明土地に関してお答えいたします。

まず、所有者不明土地とはどういうものか、また、その問題点等について御紹介をいたします。

所有者不明土地とは、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない、直ちに判明しない土地、また、所有者が分かっても、その所在が不明で、所有者に連絡がつかない土地と定義されております。

議員からも御紹介がありましたが、国の資料等を見ますと、所有者不明土地の面積を合わせますと、九州の面積よりも広いと言われております。この所有者不明土地が増えてくれば、土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響の発生、また、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず民間取引が阻害されるなど、土地の利活用を阻害するなどの問題が発生し、今後は高齢化の進展でますます深刻化するおそれがあると言われております。

鹿島市での現状はというお尋ねですが、先ほどの、登記簿を確認しても所有者が判明しない、連絡がつかないといった土地がどれくらい存在しているかは把握できておりません。

次に、相続放棄などで課税できない件数、面積はという御質問にお答えをいたします。

固定資産税については、地方税法により、原則として固定資産の所有者が納税義務者となります。

土地、家屋であれば、登記簿、または土地、家屋、それぞれの補充課税台帳に所有者として登記、または登録されている人となります。ただし、所有者として登記、登録されている人が賦課期日前に亡くなられている場合などは、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人——相続人等になりますが——が納税義務者となります。

税務課では、土地、家屋ともに定期的に登記情報、また現地確認を行いまして、台帳等の更新を行い、課税を行っておりますが、議員おっしゃるように、相続放棄や死亡等によりまして納税通知書が届かない宛先不明の方が一定数いらっしゃいます。この分については、郵送しても宛先不明で返送されてきますので、公示送達という方法で対応をしているところで。その件数について御紹介いたしますと、土地で73件、全体の0.74%、家屋で43件、全体の0.45%となっており、また、その固定資産税への影響額については、土地で約1,260千円、家屋で約950千円となっております。

税務課からは以上となります。

○議長（徳村博紀君）

松尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 亨君）

私のほうからは耕作放棄地の状況についてお答えいたします。

農業委員会が実施しております農地利用状況調査の結果に基づきました昨年度の耕作放棄地の面積は839.8ヘクタールで、市内農地面積の約3割が耕作放棄地となっている状況であります。

地目の内訳といたしましては、水田が114.3ヘクタール、畑地が72.5（257ページで訂正）ヘクタールで、畑地の中でも樹園地が509.6ヘクタールと、耕作放棄地の約6割が樹園地となっております。

地区別の耕作放棄地の割合を見ますと、能古見地区、七浦地区、古枝地区の3地区で全体の約9割を占めており、中山間地の主力であるミカン園等の耕作放棄が確認できるところでございます。

面積の推移につきましては、10年前の平成27年と比較しまして274ヘクタール、率にして約48%、5年前の令和2年度と比較いたしまして125.5ヘクタール、率にして約18%増加しており、増加傾向が続いております。増加の主な要因といたしましては、肥料や資材等価格の上昇による生産コストの高騰や、農業従事者の高齢化により小規模農家における経営継続が困難になっている状況があります。また、相続等により農地を取得したものの、管理のための物理的、時間的な確保が困難であるなどの継承の問題も考えられます。

次に、農地転用の実績について御説明いたします。

本市における過去10年間の農地転用許可の状況でございますが、この10年間で見ますと907件、面積にして約57ヘクタールの転用がありました。地目の内訳としましては、水田が449件で約27ヘクタール、畑地が458件で約30ヘクタールとなっております。転用目的といたしましては、件数が多い順に、一般住宅や集合住宅などの宅地、資材置場や駐車場、太陽光発電などの雑種地、その次に山林、農業用施設等となっております、中でも水田から宅地、畑地から雑種地への転用が際立っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

私のほうからは空き家対策についてお答えします。

少子高齢化、人口減少、産業構造の変化等により、全国的に空き家が年々増加傾向にあります。鹿島市においても、相続問題や所有者不明などの理由から空き家が増加しています。

これらを踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、鹿島市空家等対策計画の策定並びに実施に関する協議の場として、令和4年度に鹿島市空家等対策協議会を設置しました。これまで協議会を10回開催し、各分野の委員の皆様から専門的な視点に基づく御意見をいただきながら、鹿島市空家等対策計画を策定しました。

また、特定空家等の認定に伴う協議も行い、令和5年度16件、令和6年度5件、令和7年度6件の空き家について、特定空家等に認定しました。認定した特定空家等は、所有者や管理者を特定し、法に基づく助言、指導、指導書を通知し、状況確認や対面による説得により解体につながった案件もあります。

令和5年度末の空家法改正により管理不全空家の定義が加わり、特定空家になる前の段階でも法に基づき指導や勧告が可能となったため、今後、より一層の対策強化を図ってまいります。令和5年度には、先ほど議員から紹介がありました空家ガイドブックを制作し、市役所以外にも、各地区公民館や社会福祉協議会、宅建協会などに備え付けました。本年5月には、区長会を通じて自治公民館にも配付を行っております。なお、市のホームページでも御覧いただけます。

また、空き家等対策の支援策の事業内容について協議し、令和6年度からの事業創設につながりました。令和7年度は、市内の特定空家等に認定した空き家や空き家バンク活用物件などを現地確認し、空き家の現状と課題について確認したところです。

そのほか、これまでの市の取組について共有し、委員からも情報提供をいただきながら、様々な視点で空き家対策に取り組んできたところです。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

これから一問一答で質問を行います。

まず最初の固定資産税の納税通知について、課長自身も御認識のように、いきなりこういった様式に変更されて、納税者の視点に立っていないと非常に残念な思いをしているわけですが、これからいろいろまたこの点について質問していきたいと思います。

まず結論的に、システムの変更があつてこういう形になったということで答弁いただいたわけですが、次年度以降もこの様式のままで対応されるのか、それとも見やすく分かりやすい様式に改善される方向で検討されていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

次年度以降の対応はということでお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、国が進めますシステムの標準化、全国統一した様式変更による影響ではございますが、担当課としましては、議員おっしゃるように、納税者に説明する側として、もっと納税者に寄り添った対応が必要だと認識しております。

既に、杵藤電算センター、またシステム業者等に対しまして、もっと寄り添った対応の要請とともに、文字サイズの変更、改善に向けた話をしているところです。今回の様式変更が国の様式変更ですので、どこまで対応できるかは分かりませんが、改善に向けて、今後あらゆる機会を通じて国等にも声を上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

こういった市民宛て、あるいは納税者宛てに公文書として文書を発送する場合は、課内といますか、市役所内でもいろんな議論が必要ではないかという感じがするわけですね。だから、市役所としては通知を出して終わりじゃなくて、あくまでも納税者が気持ちよく納税をしていただくと、そういう視点に立った対応が大事じゃないかと思っておりますので、ぜひ来年度の改善については積極的な検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、先ほど課長のほうからは、丁寧に昨年度、集合徴収方式から単税徴収方式に切り替える際については、区長会、あるいは各種会合、それから議会への説明、またはアンケートということで、かなり丁寧に取組をされてまいりました。それは私も実際記憶をしております。しかし今回は、この納税通知については全くいきなりの状況で、私たちも本当にびっくりしているわけですね。

それで、金融機関の窓口でお会いした人たちとか、あるいはいろんな地域での集会の中でもこういった話が出てまいりますので、先ほど申し上げましたように、市民目線に立った対応ができなかったのかというのは非常に残念でございます。

それで、今回、そういう丁寧な説明会をなぜされなかったのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

お答えをいたします。

議員御紹介のように、徴収方式の変更については丁寧な説明に努めてまいりました。その際、様式の変更等も資料の中に文言としては記載をしておりましたが、具体的な内容説明は不足していたと思っております。その理由といたしましては、変更予定の様式が、国からレイアウトなどのイメージ図は示されておりましたが、文字サイズ等までは確認できる具体的なものがなかったため、説明会では、納める時期、また回数がどうなるかなど、納付に関する説明が中心になったところです。

昨年度、令和7年度には、8年度、今年度から始まる標準化様式に慣れていただくために、標準化仕様に合わせた納税通知書、課税明細書を昨年送付いたしております。様式が変わった点でのお尋ね等はありませんでしたが、昨年は今回のものよりは文字が大きくて、見えづらいといった指摘はあっておりません。

納税通知書につきましては、杵藤電算の共同処理で共同発注を行っております。先ほど申

し上げたように、電算センター、構成市町とも情報共有を密にしながら、改善に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

実は、6月6日の佐賀新聞に、鹿島市も構成市であります杵藤広域圏組合電子計算センターで処理を行った固定資産税について、誤りがあったと報じられました。その内容について、新聞では確認できたわけですが、実際、本日まで私たち議会に対して何も知らされておられませんので、固定資産税の課税ミスの内容とその後の対応について説明をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

それでは、新聞で報道がありました課税ミスの件について御説明いたします。

まずもって、御迷惑をおかけしました納税義務者の皆様、市民の皆様、また、市税への信頼を損なったことに対しましておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

内容についてですが、2点ございます。

1点目が、先ほどから話があります固定資産税の課税明細書において、一部の家屋で、目安として記載をしております相当税額がゼロ円と誤った表示になっておりました。

2点目が、同じ固定資産税の中で、償却資産の税額に誤りがあったものでございます。

原因及び対応についてですが、税の計算システムの不具合によって、それぞれ数値の誤り、課税計算誤りが発生をいたしております。

このシステムは、共同処理をしている杵藤電算センターが管理しているシステムでございます。管内の市町でも同様に誤りが発生をしておりまして、杵藤電算センターが代表して公表することとされております。

また、対象者への対応ですが、家屋の表示誤りの件については、正しく記載された課税明細書をおわびの文書と併せまして郵送にて送付をいたしております。

償却資産についても直接おわびをし、2期以降の納期で税額を調整させていただくことを御了解いただいております。

今回誤ったシステムに関しましては、既に改修を行っているところです。

課税ミスは、市民の信頼を損ねる大きな問題だと思っております。システム業者及び電算センターへは徹底した原因究明と再発防止に取り組んでもらうよう要請をしているところでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

今6月定例会においても、市長の2期目のスタートに対する抱負とか、あるいは第八次総合計画に対する指針等について質問があっていたわけですが、私も今回こういうふうないろんな課題があって、問題が発生してから、総合計画をちょっと開いてみました。

その第3編、基本計画の7、別章として、持続可能な行財政運営と確かな行政サービスとして、26ページには、本章で取り組む重点施策や課題の⑦として、「公正・適正な課税、徴収事務（収納率向上）等による自主財源の確保と人口減少社会を見据えた健全な財政運営を図ります」と明記されています。

デジタル変革、あるいはDX戦略も重要だと思いますが、鹿島市の固定資産を支える方は高齢者が中心であります。そのことを頭に入れながら日々の公務に当たっていただきたいと思います。と思いますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、中村議員から納税のことについての質問がございました。今、担当のほうから話があったように、固定資産税の課税誤りがあったことを市民の皆さん方にも深くおわびし、改善するように担当課のほうに指示を出したところです。

今話があったように、こういう課税は市民目線で行うというのは当然のことだと思います。第八次の鹿島市総合計画、「つながる笑顔のまち かしま」の中でも、さきに紹介されたように、納税者に寄り添った課税の在り方が当然だと思っています。

私も実は、議員おっしゃったように、通知書を見ました。やっぱり小さいです。高齢者の方が見にくいと言われるのは当然だというふうに思います。杵藤電算センターということで、杵藤広域圏の中でこれを対応しておりますので、鹿島市としても、杵藤広域の構成市町にこういう質問があったということで、国のシステムですので簡単にすぐできるというものではないと思いますが、市民の皆さん方、こういうふうな見えづらいつか、いろんな課題があるとかいう話がありますので、ぜひその機会を捉えて、杵藤広域圏の話合いの中、そして、国への要望等を行っていきたいと思っています。

私も4月の選挙のときにいろんな地区を回って、いろんな要望がございました。やはりこういう要望を的確に捉えて政策に反映させるということは非常に大事ですので、さっきおっしゃったようなことも含めて、これから市民目線という形で行政運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

次年度の取組の改善を期待しておりますので、ぜひよろしくお願いします。

それでは次に、耕作放棄地について質問をいたしたいと思いますが、先ほど数値的な状況を答弁していただいたわけですが、実際、手のつけようがないというのが答えじゃないかなという感じがしているわけですが。

それで、これまで農業委員会、あるいは市の農林水産課において、この解消に向けたいろんな取組をやっていただいております。しかし、それが現実的には、数字の動きが上回っているというふうな状況でございます。

それで、これまで取り組まれてきたわけですが、その主な成果が上がっていることについてお答えをいただきたいと思います。

また、今後、耕作放棄地対策としてどのような対策を考えておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 亨君）

耕作放棄地に向けた主な取組についてお答えをいたします。

その前に、先ほど総括質問の中で耕作放棄地の畑地の面積について答弁をさせていただきましたが、数字に誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

畑地の耕作放棄面積を72.5ヘクタールと御説明を差し上げましたが、正しくは725.5ヘクタールでございました。申し訳ありません。

それでは、耕作放棄地の解消に向けた主な取組を御説明させていただきます。

農業委員会としましては、毎年、農地利用状況調査、通称農地パトロールを実施いたしております。昨年度の農地利用状況調査の結果でございますが、農業委員及び農地利用最適化推進員と連携いたしまして、市内の全農地を対象に調査を実施いたしました。その結果、昨年度新たに632筆、約44ヘクタールの荒廃農地を確認しております。確認された荒廃農地につきましては、その所有者327名の方へ個別の意向調査を行っており、所有者の意向に沿いながらも、基本的には農地として耕作再開していただくよう働きかけを行っているところでございます。

先ほど成果という御質問でしたが、目に見えての成果というのはございませんが、耕作放棄地の短期的な解消というのは一気には容易ではございませんが、耕作が可能な農地につきましては農地中間管理機構を通じた担い手への集積を促進させ、また、再生が可能な農地につきましても地域環境の保全の観点から適切な管理がなされるよう、所有者への粘り強い働

きかけと相談支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

星野農林水産課長。

○農林水産課長（星野晃希君）

私のほうからは耕作放棄地解消へ向けた農林水産課での主な取組につきまして、3点ほど御紹介をさせていただきます。

まず、中山間地休耕田等利用促進補助事業ですけれども、この事業は、中山間地域の不整形で手狭な水田などを、農業者などにより形状変更などの狭地直しや抜根整地作業を実施した場合に補助を行って、農地の有効活用を促進する事業となっております。この事業は、令和6年度分の決算審査特別委員会の現地確認の際にオレンジ海道沿いのミカン園地を確認していただきましたが、そこの農地でありましたり、実績としまして、令和2年度から7年度までに7件の申請者から5ヘクタール弱ほどが解消をされております。今年度は、さらに基盤整備や土壌改良などの補助内容につきましても、補助金の拡充を行っているところです。

また、企業等農業参入支援事業としまして、企業などが耕作放棄地などを大規模に活用して農業生産や畜産業などを開始する場合に、担い手確保や雇用の創出、初期投資の軽減を図るために、鹿島市が農業参入企業へ補助金を交付して支援を行う事業となります。この実績としましては、令和3年度に古枝地区七開でトゥルーバファーム佐賀が放牧事業を開始されていますけれども、その整備によって現在までに約14ヘクタールの耕作放棄地が解消につながっております。

現在のところ、次の企業参入には至っておりませんが、佐賀県のほうでも昨年度から県内の農地を企業に紹介し、農業参入を積極的に促されるオープンファームランドを開催されていますので、鹿島市からも多くの農地を推薦できるように取り組んでいきたいと考えています。

最後に、中間管理機構関連整備事業として、七浦地区のお隣、嘉瀬ノ浦の整備事業がございます。この事業は、農地を担い手へ集積、集約するため、農地中間管理機構が借り入れている農地を、佐賀県が事業主体となりまして、地元の負担なしで基盤整備を実施することができる事業となっております。その整備面積は約12.5ヘクタールで、そのうち耕作放棄地は約4.5ヘクタール含んでおりまして、そこも解消につながっているところです。

引き続き、国や県の補助事業を有効に活用して、農業者の方が効率的、効果的に営農できるよう連携していきたいと考えております。

議員のほうから、耕作放棄地解消としてどのような取組を行っていくのかという質問をいただきましたので、その分につきましては、耕作放棄地の解消は単なる農地保全だけでなく、鳥獣被害の軽減、地域の活性化、新規就農者の確保につながる重要な施策であります。

本市では、令和6年度までに市内6地区において地域計画を策定しております。この計画で、耕作する農地や維持管理をする農地、また、これからの担い手など、様々なことを関係者の話合いの中で決めてきましたが、これも引き続き毎年話し合う中で計画の更新をしていくようになっております。

そういう基本となる地域計画や中山間直払い制度や農地多面支払い制度など、そういった制度による農地の保全活動、集落捕獲班活動等によるすみ分け対策としての放任農地の伐採、保全すべき農地の圃場整備など、これまでの取組の成果を踏まえながら、佐賀県や農協、地域の方など、様々な関係機関の方と連携をして、計画的に着実に耕作放棄地の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

一生懸命取り組んでいただいている形は私も確認をいたしております。

それで、先ほど農業委員会の事務局長が申されましたように、毎年、農地パトロールをやっていると。それで、荒廃地の状況について確認をされているわけですが、実際、現場をずっと見ていただいている農業委員さんとか、それから農用地利用最適化推進員さん、こういう方たちの、今の荒廃地、あるいは耕作放棄地に対する現状の認識というのはどういう受け止め方をされているのか。もう手の打ちようがないのか。もう少し早めに何らかの対策を打つべきじゃないか。いろんな声等があるかということを期待しておりますが、どういうふうな声があるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（松尾 亨君）

お答えいたします。

鹿島市農業委員会は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員19名で活動をいただいております。

委員の皆様には、日々、農地の現場に足を運び、専門的な見地から、地域の農地利用の最適化及び農業経営の支援に御尽力をいただいているところです。

今質問にありましたような農地の耕作放棄地問題につきましては、各地域の農地利用最適化推進委員の中でも一番の問題、課題として認識をいたしているところです。

その遊休農地の解消につきまして、まず、遊休農地になる前に農地を利用するということで、担い手に集積していくという取組をしていただいているところでございます。委員の方には、農地の出し手、受け手、双方との調整、また、現場での実態調査というものに力を入

れていただいております、一つ一つの案件に時間をかけて対応いただいているところでございます。

事務局といたしましても、委員の皆様が本来の意見具申や現場調整といった重要な判断に集中できますよう、バックアップしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

実は先々週、ちょうど研修の機会を通じて農林水産省に出向いて、中山間地の地域対策、それから、こういったもろもろの事業について研修を行ったわけでございますが、最後に佐賀県選出の山下雄平農林水産副大臣と懇談する場があって、今、農村集落においては耕作放棄地問題が非常に大きな問題として垂れ下がっていると。ここに鹿島市が脱炭素、ゼロカーボンの対策として、農用地から山林等への転用をできないかという質問を投げかけたわけでございますが、国の方針としても、食料基地、あるいは、そういう農業生産面積の確保のためには、現在の農業振興地域の面積は維持、確保をしたいというのがどうも本音のようでございます。だから、地域の中でいろいろ案を出して国のほうに要望を出しても、農用地面積の縮小についてはなかなか難しいというふうなニュアンスがありました。

それで、私もそれ以上は質問しなかったわけですが、今後、鹿島市において、中山間地域におけるこういった荒廃地対策は、このまま放っておけば、有害鳥獣のすみか、今、熊の問題で全国的に話題になっておりますが、そういったことにいずれなるんじゃないだろうかということで心配もいたしておりますので、適宜、この中山間地の荒廃対策については、市の行政としても何らかの手だてを考えていただきたいということで、質問を終わりたいと思います。

それでは、次の質問をいたします。

空き家対策については、先ほど担当課長のほうから詳しく今までの取組、今後の対応について説明をしていただきました。ありがとうございました。

それで、私が1つ気になったことがありますので、これは税務課のほうにお尋ねをしたいと思いますが、空き家バンク制度とのリンクをされておりますが、空き家バンク登録された物件について、建物、あるいは土地の固定資産税について、課税状況等やその収納状況、こういうところについてチェックをされているのか、この点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

空き家バンクに登録された物件の納税状況の確認をしているかという御質問だと思います。

税務課としては、先ほど来紹介がっております空家等対策協議会に参画をいたしております。常に建設住宅課のほうとは情報を共有しておりますし、そういった登録等がありましたら、お互いに情報を共有しているところでございます。

空き家バンクに登録された物件については、比較的その物件をどうしようかということで考えられるのは納税義務者だと思いますので、その方々についてはこちらでその分に特定した納税状況というのは確認いたしておりません。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

これは建設住宅課に限ったことではないかと思いますが、今後、空き家に限らず、店舗、それから事務所、倉庫、空き地、こういった部類が増えてくる可能性が十分にあります。それで、空家等対策協議会については、特に建物については協議会の中で十分な審議をされておりますが、ほかの事務所とか空き地、こういったものに対する市の今後の対応、方針等があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

お答えします。

私も建設住宅課のほうといたしましては、まず、鹿島市空家等対策計画に基づいて、適正管理、利活用、解体の3本柱により、地域及び関係団体と連携しながら各種相談窓口の充実を図り、空き家等の所有者や管理者を対象とした相談に対応するほか、市民を対象とした出前講座の充実や、空き家バンク制度、総合支援事業の継続的实施により、空き家対策の取組を後押ししたいと考えております。

特定空家等や管理不全空家等に位置づけられた空き家については、所有者や管理者などを特定し、通知や電話、または対面による接触を試みながら粘り強く調査、交渉を行い、解体に向けて取り組んでいきます。先ほどもありましたように、事務所等におきましても庁内で連携を図りながら対策を取っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

よろしくお願いします。

それでは最後に、これから一番課題となるであろう所有者不明土地及び建物の解消について質問をいたしたいと思います。

今回、私が一般質問で取り上げました耕作放棄地、空き家、所有者不明土地、いずれも今後、固定資産税の収入に大きく影響を及ぼすことが考えられます。令和6年度の市税3,110,203千円のうち、固定資産税は1,516,388千円で、48.7%を占めています。貴重な自主財源であるということが一目瞭然でございます。

そこで、固定資産税の徴収率を令和4年度から令和6年度までの3年度分見てみますと、現年課税分については99%台ということでキープをしまいいっておりますが、滞納繰越分については、令和4年度が27.86%、令和5年度が25.16%、令和6年度においては21.38%と、年々低下してきております。この状況をどのように分析しておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

固定資産税の収納率をどう見ているかという御質問にお答えをいたします。

固定資産税に限らず、市税全てに共通する理由として、まず、新たな滞納者を増やさないことが一番の収納対策という考えの下、現年分を優先的に納付していただいているところで。その後、滞納分を納付していただいているという状況が、収納率低下の一つの要因と思われます。

そのほか、物価高騰で生活関連支出の増加による納税の困難、相続人不明による納税義務者の不在などが影響していることも考えられます。

固定資産税が滞納となる背景といたしましては、死亡による相続人不明、また相続放棄の増加、家族間での納付についての協議の難航など、他の税目より納付優先意識が低いなどの理由が考えられます。

今後も納税義務者の担税力を見極めながら滞納整理を行い、収納率向上については努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

ぜひ収納率が向上するようにお願いをしたいと思います。

それでは最後に、市民部長にお伺いをしたいと思います。

これまでいろいろ税収対策については答弁をいただいたわけですが、一番私たちがこれからやっぱり課題になるのは、所有者不明土地の解消、これが一番課題になるんじゃないかと。

なかるうかということと考えております。

だから、市として今後、司法書士さんや弁護士さんによる相談会、あるいは市の広報等の活用による周知、こういったものの機会を設けていただきたいと思います。部長のお考えとして、そこまでどういうふうな対策を取っていただくのか、もし考え方があれば伺いをしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

染川市民部長。

○市民部長（染川康輔君）

所有者不明土地の解消に向けた相談会や広報等の取組についてお答えをいたします。

御案内のとおり、令和3年の民法や不動産登記法の改正に伴い、所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わっております。その中でも、先ほどありましたけれども、令和6年4月1日からは相続登記の義務化が始まり、相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。この場合、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

所有者不明土地の発生原因の約3分の2が、相続登記の未了と言われております。所有者不明土地の解消に向けた第一歩の取組としては、令和6年4月1日から始まった相続登記の義務化について、広く市民に周知することは大切なことであると認識をしているところです。

そこで、現在行っている広報等の取組について幾つか御紹介いたします。

税務課では、相続した土地や家屋等の相談に来られた際、法務局で行う相続登記の制度説明について案内し、御自身で登記手続きが難しい方には、佐賀県司法書士会で申請代理を行っていることを案内しております。

また、固定資産税の納税通知書を送付する際には、相続登記の義務化及び住所、氏名の変更登記の義務化、それから空き家バンク制度のチラシなど、また併せて、司法書士会の連絡先を記載した文書を同封し、お知らせしております。

建設住宅課においても、先ほどありました空家ガイドブックにおいて、相続登記の義務化に関するお知らせや相談窓口などを掲載されております。

次に、現在行われている相談の機会について御紹介いたします。

弁護士による相談会については、毎月、市役所において市の無料法律相談が実施されておりますので、相続について御相談がある場合は、「広報かしま」の暮らしのカレンダーを御確認いただければと存じます。

ただし、相談時間に限りがございますので、相続に特化した相談につきましては、佐賀地方法務局武雄市局において、奇数月の第2木曜日に、司法書士による無料相談を御利用いただければと思います。

また、佐賀地方法務局では、相続登記の申請義務化などをテーマに出前講座も実施されて

おります。御予約・お問合せについては、いずれも佐賀地方法務局総務課で受け付けておられますので、お知らせをいたします。

以上申し上げましたとおり、所有者不明の土地の解消に向けた取組は、市役所内の連携だけでなく、関係機関との連携も必要となっており、今後におきましても、関係機関の情報にもアンテナを張りながら、所有者不明土地の解消に向けて必要な情報提供に努めるなど、各課で連携を図りながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

15番中村和典議員。

○15番（中村和典君）

今回、質問の冒頭で申し上げましたように、市民に対する周知については、皆さん方はプロの立場ですので分かっておられると思いますが、市民の方は若い人から高齢者までの層がかなり幅広くおられますので、そこら辺を意識して、こういった相続登記の勧め、あるいは固定資産税の在り方についての趣旨、こういったものについては説明責任があるかと思うので、その辺を今後、行政の中でもう一回再構築をして、市民に不安を与えないような施策を取っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で15番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。11時20分から再開いたします。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番宮崎幸宏議員。

○3番（宮崎幸宏君）

お世話になっております。3番議員の宮崎です。よろしくお願いいたします。

日頃からの鹿島市政執行につきまして、市職員の皆様に感謝申し上げるとともに、これからの豪雨や台風に対する災害対応におきまして、鹿島市民の命と財産をしっかりと守っていただくよう、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、鹿島市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進に関すること、鹿島市の地域公共交通に関すること、この2つの事項につきまして一般質問を行います。

この2つの事項に関しましては、第八次総合計画の中でも重要施策として取り組むように

なっています。昨年の３月定例会において同じ一般質問をしたところであり、約１年を経過し、進捗したことを期待しています。

初めに、鹿島市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理推進に関して質問します。

鹿島市が保有する公共施設は、市役所庁舎、学校施設、体育施設、文化施設、福祉施設など多岐にわたり、鹿島市民の生活を支える重要な基盤であります。しかし、人口減少や少子高齢化が進む中で、これらの公共施設の多くが老朽化し、今後の施設の更新や維持管理に必要な財政負担は増大する一方であります。限られた財源の中で、いかにして公共施設の質を維持し、市民サービスを確保していくのか。これは鹿島市にとって、避けては通れない重要課題であります。

そこで、鹿島市が保有する公共施設の老朽化状況、維持管理費の推移、そして将来の更新事業について、鹿島市としてどのように公共施設マネジメントの現状と課題を認識されているか、伺います。

特に、今後、全ての公共施設を更新した場合に必要な費用総額、そして、将来における維持管理費や更新事業費が及ぼす財政的な影響について、現時点での見通しを教えてください。

次に、鹿島市の地域公共交通に関して質問します。

公共施設と同様に、人口減少や高齢化の影響により、鹿島市を取り巻く公共交通環境が変化しています。とりわけ、運転手不足や路線バスの採算悪化、さらに中山間地域の移動手段不足や、生活交通と観光交通の分断など、従来の公共交通体系では対応し切れない課題が顕在化しています。これらは市民生活に直結する重大な問題であり、鹿島市の地域公共交通は、今まさに大きな転換期を迎えていると思います。よって、今回は地域公共交通の再編、見直しをテーマに、今後の方向性について質問します。

まず、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシーなどの各地域公共交通の利用実態について伺います。

以上で総括質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中尾公共施設マネジメント室長。

○公共施設マネジメント室長（中尾勝徳君）

私のほうからは公共施設の管理方針などについて、本市の考え方をお答えします。

公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくには、人口減少、少子高齢化社会に対応したこれからの公共施設の在り方を皆様と共に考え、長期的な視点で計画的な更新や集約化、長寿命化などを進め、施設の最適な配置を実現していく公共施設マネジメントの取組が重要と考えております。

本市は市役所庁舎や小・中学校、市営住宅など、132施設の公共建築物を保有しています。

令和7年時点で、財務省令に定める耐用年数を経過する施設の割合は52.3%に達し、このまま全ての施設を維持した場合、10年後には全体の79.5%が耐用年数を超過する見込みとなります。

本市では公共施設等総合管理基本方針に基づき、計画的な点検・診断等により長寿命化を図り、法定耐用年数の10年延長の実現を目指した取組を進めておりますが、老朽化や人口減少、財政的制約という現実が、本市が保有する132の施設を将来にわたり現在の規模や配置のまま維持していくことができるのかという大きな課題を私たちのまちへ問いかけています。

この鹿島市公共施設等総合管理基本方針における財政シミュレーションでは、2017年度から2046年度までの30年間の施設整備費用を501億円、年平均約15億円と試算しています。今ある施設を全て維持し、更新していくことが、今後の維持管理経費を含め将来世代に過度な負担を残すことになりかねないため、公共施設の適正規模、適正配置の取組は、今の私たち世代が果たすべき責務であると強く認識をしています。特に、施設の更新に当たっては、住民ニーズや必要性、財政状況など、様々な観点から総合的に検討し、集約化などのマネジメントも含めた判断が必要であると考えています。

また、公共施設は地域づくりの拠点であり、住民サービスの基盤でもあるため、住民の皆様、議員の皆様、関係者の皆様との丁寧な議論、合意形成のプロセスが重要となります。

これからの公共施設の在り方につきましては、まずは公共施設の適正な維持管理を推進していくため、財政負担の平準化、安定的な財政運営に努めながら、一方で、適正規模、適正配置の考え方を整理し、マネジメントの方向性について、皆様と共に検討していきたいと考えています。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

私のほうからは本市の地域公共交通の現状等についてお答えいたします。

本市の地域公共交通は、鉄道、路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー、民間のタクシー事業などをつなぐことで、市全体の公共交通ネットワークを構築しております。

これらの利用状況を申し上げますと、JR長崎本線は肥前鹿島駅の乗車人員が1日当たり約850人程度で推移しており、主に通勤、通学の移動手段として利用されております。コロナ終息後は、外国人をはじめとする観光目的の利用も回復傾向にあり、県内、県外から鉄道を乗り継ぎ本市を訪れる方もいらっしゃいます。

また、鹿島市と佐賀市、武雄市、嬉野市、太良町を結ぶ5つの路線バスは、人口減少の要因もあり、全ての路線において利用者が減少しております。

一方で、市内を運行している市内循環バスやのりあいタクシーの利用者数は、周知等が進

んだこともあり、高齢者を中心に年々増加傾向にあり、買物や通院など、日常の移動手段として徐々に定着しております。

令和7年度の利用者数としては、市内循環バスが年間8,142人、1便当たりの乗車人数は平均4.62人、高津原のりあいタクシーが2,652人、1便当たり平均2.27人が乗車されております。予約型のりあいタクシーの利用者数及び稼働率については、北鹿島地区は87人、稼働率が6.1%、能古見地区は1,829人、稼働率87.5%、古枝地区は1,140人、稼働率34%と、いずれも前年度と比較して、横ばい、または増加という結果となっております。

ただし、交通全体で考えますと、人口減少や自家用車利用が恒常化していることから、総体的に公共交通の利用は停滞しており、市にとっては路線維持に必要な燃料費や人件費の高騰を要因とする公費負担の増加や、交通事業者にとっては慢性的な運転士不足や利用者の減少による運賃収入の減などが課題となっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3番宮崎幸宏議員。

○3番（宮崎幸宏君）

それでは、鹿島市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、さらに質問します。

まず、モニター画面を御覧ください。

〔映像モニターにより質問〕

こちらは鹿島市第八次総合計画に掲載されている公共施設の延べ床面積であります。先ほど答弁にあったとおり、鹿島市の公共施設は132施設が存在し、その延べ床面積の合計は約14万平方メートルになります。延べ床面積では、学校施設が5.7万平方メートルと最も多く、全体の40%を占めています。

次に、もう一度モニター画面を御覧ください。

こちらは公共施設の経過年数別延床面積であります。御覧のとおり、築40年が経過する施設の延べ床面積は約7万平方メートルであり、約50%を占めています。第八次総合計画では、このまま推移した場合、10年後には全公共施設の延べ床面積の85%が築40年を経過することになり、施設の用途によって耐用年数の違いはありますが、昭和40年代から50年代にかけて建設された非木造施設の多くが法定耐用年数期限を迎え、今後、急速に老朽化が進行し、修繕など維持管理コストの増加が懸念されると言及されています。

公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画し、財政負担軽減や平準化と公共施設の最適な配置を実現することを目標として策定することになっている鹿島市の公共施設等総合管理計画について伺います。

人口減少や少子高齢化の進行に伴う税収の減少や社会保障経費の増大により鹿島市の財政

状況が厳しさを増す中、公共施設の利用需要が変化することを踏まえて、早急に公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新や統廃合、長寿命化などの計画的に行うことが必要となっています。

公共施設等総合管理計画は、公共施設の総量を適正化し、施設の更新や維持管理を進めるための重要な指針ですが、計画に掲げた取組の進行状況について、現状を具体にお示しください。

○議長（徳村博紀君）

中尾公共施設マネジメント室長。

○公共施設マネジメント室長（中尾勝徳君）

本市の公共施設等総合管理計画についてお答えします。

本市では、中・長期的な視点から計画的な公共施設の管理運営に取り組んでいくため、平成29年3月に鹿島市公共施設等総合管理基本方針を策定しました。この基本方針の中で、議員がおっしゃるように、公共施設の再編方針を含む施設の総合的かつ計画的な管理を行い、市民サービスの拠点となる公共施設の安全性と機能の維持、適正配置の実現、それに伴う財政負担の軽減、平準化を目的としています。

令和5年3月には総務省からの要請に基づき一部見直しを行いました。策定から10年が経過するため、今後、施設の更新や廃止、施設のマネジメントの方向性に合わせた改定の必要性が生じることも想定されます。

現在の段階は、この公共施設の在り方の検討を行い、方向性や考え方を整理していますが、今後、関係する皆様との合意形成を進めていくに当たりましては、公共施設の再編プランなど、具体的で分かりやすい計画を作成する必要も生じてくるものと考えています。

現在の基本方針を改定するとか、または新たなプランを作成するとか、いずれの場合にしましても、今の検討の段階から、今後の合意形成を図る段階、その後のマネジメントの実践というステップを想定し、プランの具体的な在り方についても整理をしていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

3番宮崎幸宏議員。

○3番（宮崎幸宏君）

また、モニター画面を御覧ください。

〔映像モニターにより質問〕

こちらは、先ほど総括質問で答弁していただいた鹿島市公共施設等総合管理基本方針に基づき、公共施設の管理運営を行った場合の財政に及ぼす効果について試算された財政シミュレーションとなります。

平成29年度から令和28年までの計画30年間に於いて、維持管理費を1.5%縮減し、公共施

設更新で保有量を10%、延べ床面積にして約1万3,500平方メートルを削減するという目標値が設定されています。

しかしながら、公共施設更新において保有量10%を削減するために、どの施設をいつまでにどのようにという公共施設の更新の優先順位や、更新、統廃合、複合化などといった判断基準などが示されていませんが、いかにしてこの目標値を達成するかの具体的な方策を伺います。

○議長（徳村博紀君）

中尾公共施設マネジメント室長。

○公共施設マネジメント室長（中尾勝徳君）

公共施設の更新、統廃合の判断については、今の公共施設のマネジメントの考え方を検討しておりますので、それについてお答えをします。

公共施設の更新につきましては、安全性と機能の維持を優先しながら、住民ニーズや必要性、財政状況など、様々な観点から総合的に検討し、判断をする必要があると考えています。その検討段階において、集約化や複合化など、マネジメントの視点も必要になります。この集約化や複合化については、同じ機能を持つ複数の施設を統合する、または、異なる機能を持つ施設を統合し、住民サービスの最適化が図られる、そういった場合などが想定されます。

具体的には、施設の老朽化の具合、利用状況、地域ニーズ、代替機能の有無などを評価しながら総合的に検討し判断を行っていくこととなりますが、地域づくりの拠点であり住民サービスの基盤でもある公共施設のマネジメントの方向性を判断することとなりますので、繰り返しになりますが、住民の皆様、議員の皆様、関係者の皆様との合意形成のプロセスが重要と考えております。

この検討を受けまして、先ほど答弁で申し上げました、より分かりやすい具体的な公共施設の再編プランなど、計画の在り方を一緒に考えていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（徳村博紀君）

3番宮崎幸宏議員。

○3番（宮崎幸宏君）

先ほどの財政シミュレーションは、平成29年度から令和28年度までの30年間に於いて一度も資金不足に陥ることがないと結論づけられていますが、このシミュレーションは約10年前の平成26年度の決算データに基づくキャッシュフローを前提とした試算となっています。

先日公表された鹿島市の中期財政の見通しを見ると、社会経済や住民ニーズの変化に対応するための財源の余裕度を示す経常収支比率は約95%前後となっており、公債費比率、将来負担比率も年々悪化しています。このような財政状況が変化しているため、財政シミュレーションも見直す必要があり、このシミュレーションでは更新費用の将来見通しが十分に示さ

れていなく、市民の方には誤解を招きます。

果たして、このまま公共施設の更新費用を現状維持で推移した場合、財政が破綻することがあるのか。その場合、更新費用のピークはいつの時期になるのか。このような想定の下、財政が悪化する前の限界点を見極めて、公共施設の更新の財政負担軽減や平準化に取り組むべきではありませんか。そのためにも、財政シミュレーションを見直し、議会や市民の方に公表してもらいたいのですが、どうでしょうか。見解を伺います。

○議長（徳村博紀君）

中尾公共施設マネジメント室長。

○公共施設マネジメント室長（中尾勝徳君）

公共施設の更新費用の平準化の取組についてお答えします。

議員おっしゃるように、将来の財政負担に配慮した公共施設の最適な規模、配置を実現していくためには、公共施設のマネジメントが重要であります。現在はその方向性を定める検討段階にあります。

現在の財政運営に関しましては、維持管理経費や施設の整備、改修費用について、各施設の所管課の実施計画を毎年のローリング方式により見直し、政策調整とその決定の段階、予算要求の段階など、財政状況などを見極めながら財政負担の平準化に取り組んでいる状況です。

鹿島市公共施設等総合管理基本方針に基づく現在の財政シミュレーションは既存の施設が前提条件となっていますので、今後、公共施設の適正規模、適正配置の方向性を整理していく段階、方向性を定めていく段階で、このシミュレーションを見直し、検証し、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えています。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

次に、学校施設の更新と学校の適正規模、適正配置について質問します。

前述したとおり、鹿島市の小・中学校施設は公共施設全体の40%と大きな割合を占め、財政負担も極めて大きい分野であります。教育環境の確保が最優先である一方、児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化、維持管理費の増大といった課題に直面しております。

事前にいただいた児童・生徒数のデータを見ますと、数年後には一つの小学校において新入児童数が10人を下回ることが推測されています。このような学校の小規模化は、児童・生徒の社会性を育む教育環境や学校運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

前回の学校適正規模、適正配置に対する一般質問では、小学校の規模の適正化、再編統合には、子供たちの学び場としての教育的な観点と、地域の活力となる地域コミュニティの核としての配慮の2つの重要点があり、第1段階として、鹿島市が目指す学校教育を明確に

する基本方針をまず決定することが必要であり、第２段階として、その基本方針に基づいた適正な学校数や適正な学校配置を検討していくと答弁がありました。

前回の答弁を踏まえて、鹿島市の児童数は減少傾向にあり、学校規模の適正化が求められている現状をどのように認識し、学校の適正規模、適正配置に対してどのような見解があらわれるのか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

少子化の進展によって、児童・生徒数の減少が教育環境に与える影響を官民協働で検討する時期というふうには捉えているところです。

検討委員会の立ち上げを今年度計画しているところですが、今年度につきましては、各小・中学校の成り立ちがこれまでどういうものであったのか、それから、人口の推移の現状がどうであるのか、また、先進事例からの学びなどについて、多くの方々と情報を共有し、その後、数年にわたって幅広い視点から多面的に検討を進めることになると考えているところです。

少子化の影響で、かつてより学校が小規模化している現状はございますけれども、教育総務課として、小・中学校の適正規模、適正配置の具体的な青写真というのは現状で描いていない状況ですので、これから皆様方と協議をしていく必要があるというふうに考えています。

○議長（徳村博紀君）

３番宮崎幸宏議員。

○３番（宮崎幸宏君）

今答弁にあった小・中学校適正規模等検討委員会については、先日の補正予算審議において、学識経験者やＰＴＡ、各地区の代表者、議員の約２５名程度で構成し、鹿島市の人口減少やそれに伴う学校の現状について情報共有を行っていくとの答弁がありました。

学校施設の維持管理や更新に係る財政面、少子化に伴う学校の小規模化、学校と密接した地域との関係など、様々な現状を踏まえると、まずは保護者や地域住民の方と共に学校適正規模と適正配置に関する情報を共有し、学校に関する現状と課題を理解していただくことが先決であると思います。

また、学校施設に関しましては、公共施設の更新というハード面の観点と教育環境の整備というソフト面の観点が複合しており、公共施設等総合管理計画と学校再編との一体的な検討が必要であります。仮に、学校の統廃合や再編に当たっては、どの学校とどの学校を統合するのか、または小学校と中学校の統合、学校体育館と地区体育館の統合、各学校プールの集約、施設機能が異なる公民館事務所を学校施設に編入したりと、様々な統廃合や再編、複

合化の検討が考えられます。ただし、市内の学校のほとんどの施設において経年劣化による損傷や不具合が生じてきており、各学校施設における老朽化対策が順次行われている現在進行形であります。その中で、公共施設等総合管理計画と学校再編によっては、長寿命化改修や維持、修繕が無駄なものになっていることも心配されます。そのため、公共施設等総合管理計画と学校再編との一体的な検討を早期に行うべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

鹿島市公共施設等総合管理基本方針と小・中学校の適正規模、適正配置の一体的な検討ということについての御質問ですけれども、本市が保有する公共建築物の面積的なところからいいますと、生涯学習課、それから教育総務課のほうで所管をしている建物の面積、全体からすると60%程度が教育委員会の所管する建物となっているのかなと思っております。

先ほどから御質問いただいております小・中学校適正規模等検討委員会の事務局、これには教育総務課、生涯学習課、また、総合教育戦略会議との関係もございますので、総務課、公共施設マネジメント室のほうが構成になるのかなと思っております。検討委員会の協議が進みまして、具体的な検討課題によっては、例えば本市の財政事情、それから中・長期的な財政計画などのことが検討課題ということになれば、事務局の一員として財政課の協力を仰ぐなどのケースも出てくるかなと考えているところです。そういう意味では庁内関係部署との連携は必要ですし、庁内での情報共有は十分可能であると考えているところです。

本検討委員会が、少子化が進む中での児童・生徒の教育環境の充実を図るための協議を行うことが第一義的な目的になりますけれども、その一方で、教育委員会として、生涯学習課所管の社会教育施設、それから、教育総務課が所管する学校教育施設の将来的な適正配置、適正管理の在り方には、ランニングコストの面を含めて課題があると認識をしているところです。

また、地区公民館や学校体育館は、災害時の避難施設としての機能、それから地域コミュニティの核としての性質、これらも併せ持っているところですので、多角的な視点による協議が必要なことも認識をしているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

先ほどからの答弁の中でも何度も、この件に関しましては市民の方との合意形成が必ず必要になってくると。私も、いずれにしても、公共施設更新や学校再編に関しましては、市民の方の理解なくしては進められないと思っております。まずは、鹿島市の財政状況や公共施

設の老朽化状況、更新費用、施設稼働率を市民の方に開示すべきであると思います。このまま公共施設を維持すると、何年後に何億円がかかり、財政的にはこのような状況になるといったような具体的な数字を示し、見える化することによって市民の方が理解、判断できる材料を情報提供し、現実認識を共有することが第一歩であると思います。

公共施設マネジメントと学校再編を一体で説明し分かりやすく伝えるとともに、様々な方法で市民や議会などとコミュニケーションを取り、合意形成を図っていくことが必要であります。このことに関してどのような見解があるか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

中尾公共施設マネジメント室長。

○公共施設マネジメント室長（中尾勝徳君）

公共施設再編に関しての市民の合意形成の進め方ということだと思います。お答えします。

行政だけではなく、市民、議会、関係団体、皆さんを巻き込む形での合意形成のプロセスが重要と考えております。そのためには、議員おっしゃるように、公共施設の老朽化、人口減少や少子高齢化の状況、財政的制約など、本市が置かれている現状と課題を皆様と共有し、透明性を確保しながら、建設的で丁寧な議論の構築に努めていきたいと考えております。

学校教育施設につきましては、先ほど来ありますように、小・中学校適正規模等検討委員会の設置が予定されております。委員の皆様からも様々な御意見をいただきながら、建設的で活発な議論が進んでいくことを期待しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

これまでの公共施設の管理は、壊れたら直す、同じものを建て替えるといった、施設ごとに所管課が個別に対応してきたのが通例でありました。しかしながら、これからの公共施設マネジメントは、全ての公共施設を一体的に捉え、将来人口や財政状況も踏まえながら最適な施設配置を見直していく考え方であり、統合、複合化、廃止なども含め、鹿島市全体で戦略的に意思決定を行うことが必要となってきます。

公共施設全体の最適化と学校の適正規模、適正配置を進めるためには、企画、財政、それに教育委員会といった関係所管課が全庁プロジェクトとして横断的に関わり、部署間の調整や計画実行するための数値目標の設定、PDCAサイクルといった進捗管理が重要となってきます。

また、公共施設の統廃合などをめぐる市民の方との合意形成には困難さがあり、多くの自治体が直面する課題となっています。そのためには、庁内横断の検討、調整、対外協議の課題を踏まえ、どのように総合管理計画と個別施設計画の整合を図りながら、全庁的な取組と

して今後どのような方針で公共施設マネジメントを進めていくのか。これについては統括的なマネジメントの担当となっています副市長、見解をお伺いします。

○議長（徳村博紀君）

徳安副市長。

○副市長（徳安博行君）

本市の公共施設マネジメントの推進体制についてお答えいたします。

本市の公共施設等総合管理基本方針で、全庁的な取組の体制方針が示されております。それぞれの施設を所管する部長、課長が委員を務め、副市長を委員長とする公共施設のマネジメント委員会を構成するというふうになっております。

実際に公共施設のマネジメントというのは、インフラ施設を含む全ての公共施設を対象とした取組であります。まず市役所庁舎や小・中学校、地区体育館など、そのほか132の公共施設を対象に適正規模、適正配置の検討を進めていく予定です。この公共施設を対象とする取組は、施設の老朽化や人口減少、財政的制約がある中、速やかに庁内推進体制を構築し、検討を進める必要があります。また、市長部局と、先ほど申し上げられました教育委員会が連携を強化し、全庁的に取り組んでいかなければなりません。ですので、この公共施設の建築物のマネジメントに関しましては、市長、副市長、教育長、4部長、教育次長で構成する部長会議の場において協議、検討を進めている状況でございます。昨年度も複数回にわたり、部長、副部長等を含めた部長会議の場において協議、検討を進めておりました。

令和7年4月に公共施設マネジメント室が設置されて以降、月1回のペースで協議、検討を行っており、令和7年度は庁舎整備の方向性のほか、本市の実情に応じた公共施設の最適配置に向けて、各種データを共有しながら方向性の検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩いたします。

なお、午後の会議は1時から再開いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

3番宮崎幸宏議員。

○3番（宮崎幸宏君）

引き続きよろしくお願いいたします。

午前中、公共施設マネジメントや学校再編について質問しました。各答弁を聞いて、方針や計画についてはまだまだの進捗のように受けます。

公共施設は、鹿島市民の暮らしを支える大切な資産であり、将来世代に引き継ぐべき重要な財産であります。限られた財産の中で、いかに賢く、より効率的に、そして市民に寄り添った形でマネジメントしていくのか、その方向性と計画を早期に明確にし、着実に実行していくことをお願いします。

続きまして、鹿島市の地域公共交通に関することについて、さらに質問します。

総括質問の答弁において、利用率は増しているとのことでしたが、事前にいただいたデータによると、総体的に見て利用は芳しくないと言えます。

一方で、買物や通院など、生活移動の需要ニーズは確実にあります。この要因は、鹿島市が主体として運営している市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシーの地域公共交通体系が需要ニーズに見合っていない、運行の非効率が課題と思っています。

そこで、現行の地域公共交通体系に関して、鹿島市地域公共交通活性化協議会でどのような評価をしているのか、また、市民の方から地域公共交通に対してどのような意見や要望があるのか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

鹿島市地域公共交通活性化協議会での評価、また、市民からの要望等についてお答えいたします。

本市の地域公共交通に対する市民の評価や要望等については、市の窓口や交通事業者への御意見、御要望をいただくほか、交通計画策定時の住民アンケート調査、また、区長会や民生委員の代表に出席いただく鹿島市地域公共交通活性化協議会等にてお伺いすることがございます。

寄せられた御意見で最も多いものとしては、やはり列車やバスの便数が少なく、待ち時間が長いということ、また、循環バスが市街地しか運行していないということ、それから、山間部にお住まいの方については、目的地まで乗り継ぎが必要な場合があること、それから、幹線道路から離れた地域にお住まいの方については、バス停までの距離が遠いこと、そういったことなどで利用しづらいというような御意見もいただいております。

また、いただいた御意見、御要望の中で、増便ですとか、運行エリアを広げてほしいというような、運転手や車両の確保が必要であり、解決に時間、予算確保を要するもの、そういったものについては、やはり解消できていない部分があることもあります。

ただ、改善できる部分については事業者と連携して取り組んでおり、また、協議会等でもそういった御意見をいただいておりますので、今後も利用しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

昨年度13,000千円の補正予算を計上し、公共交通のリ・デザイン、再構築を見据えて、データを活用した持続可能な公共交通の検証、A I オンデマンドシミュレーションを行っていますが、利用需要調査とデータ分析、A I オンデマンドシミュレーションの成果を教えてください。また、今後の交通政策にどのように反映しようと思っているのか、その辺もお伺いします。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

先ほど議員がおっしゃいました、昨年度は国の補助事業の採択を受けまして、地域の移動手段を効率的かつ持続可能なものに再編するため、データを活用できる能力と、それから、関係者の合意形成を図るために必要な調整力などを養うため、リ・デザイン人材育成事業に取り組みました。

この事業では、携帯電話の位置情報から抽出した人流データや、路線バスにA I カメラを取り付けて、性別、年代、乗降場所などのデータを収集し、これらのデータを活用して、地域ごとに現在の交通手段との乖離や、バス停圏域外での移動割合などの分析を行いました。その結果、自家用車を利用した移動が8割程度であること、それから、鹿島地区以外については行動範囲内でのバスでの移動が難しい地域が多いということ、それから、公共交通での移動は乗換えが必要な場合が多いといったことが分かりました。

今年度は、この分析結果を基に、令和9年度からの交通計画を策定中でございまして、交通空白地域の解消や、整備中の肥前鹿島駅を結節点とした交通ネットワークの再構築など、今後5年間の目標を設定していく予定です。

公共交通が充実している都市部とは異なりまして、地方においては自家用車は移動に欠かせないものであり、御自身での運転ができる間はなかなか公共交通の利用につながりにくい傾向はありますけれども、循環バス、それから高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシーは、1年間で2回ほど運賃無料期間なども設定してございますので、免許証返納後など、自家用車以外の移動手段の確保が必要となる将来に備えて、あえて自家用車を使わず、どのバス、どの路線に乗れば目的地に行けるか、それから、支払いはどうするかなど、公共交通を利用してみたいということで、市民の皆様にも、いざというときに切り替えられる御準備をしていただければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

今やり取りさせてもらった鹿島市の地域公共交通の現状や課題を踏まえまして、市民のニーズ、生活交通、観光ニーズ、観光交通に相応する地域公共交通体系の抜本的な再編、見直しの考えはあるのでしょうか。この後の質問に関係しますので、再編をする考えがあるかないか、その2 択でお答えください。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

抜本的な再編ということでの御質問ですけれども、恐らく、例えば新しい交通モード、オンデマンドバスなど、M a a S というものもありますけれども、そういったものの利活用ということなのではないかなと思っております。

これについては、これまでも全く検討しなかったというわけではございませんけれども、鹿島市の現状と他自治体で導入されている状況とを比較しますと、私たち鹿島市のほうでこれが最適かと言われると、やはりそうでない部分もありますので、ここについては、今のところは抜本的という意味では導入はまだ見込んでいないというところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

また、モニターを御覧ください。

〔映像モニターにより質問〕

鹿島市の現行の地域公共交通は今映し出している上段の形態で、このように定時・定路線による運行で、需要側が供給側に合わせる形態であり、限定されたバス停留所では需要側のニーズに合わなくなってきております。

一方、下段は、先ほど答弁で紹介がありました A I 活用型オンデマンドバスです。こののりあいバスは、定時・定路線の従来型バスではなく、需要ニーズに相応した乗降者ポイントを多数設定することができ、A I が予約状況に応じて適宜ルートを選択しながら運行され、さらに、電話やアプリ、ウェブなど多種の予約機能や、現金、交通系 I C カードなどのキャッシュレス決済の支払い方法を導入した、顧客の利便性と運行の効率性を両立する新しい交通サービスであります。

我々市議会地域交通まちづくり特別委員会では、この A I 活用型オンデマンドバスを調査研究し、中山間地域の移動手段不足や現行の地域公共交通の非効率の解消のために、A I 活

用型オンデマンドバス導入を幾度となく各議員が提案してきたところですが、その都度、鹿島市の地域交通に合うのかどうなのか検討するとの不明瞭な答弁でした。先ほどの答弁についても同じような答弁です。

再度提案します。A I 活用型オンデマンドバス導入について、検討の結果、さっきは最適とみなされないからということの答弁であったんですけど、もう少し詳しく、検討結果をどう出されたのか、導入する考えはないのか、伺います。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

A I オンデマンドの活用等ということでの御質問だったかと思います。

先ほど議員がおっしゃいましたように、山間部の移動手段確保策として、現在、古枝地区、能古見地区では予約型のりあいタクシーを運行しておりますけれども、全ての交通空白地域が解消されていないという現状ですとか、それから、循環バスのオンデマンドではない部分の不便さというのは確かにあると思っています。

こういう課題に対して、市内循環バスをはじめとする地域公共交通の効率化を図る手段として、A I が利用者の予約に応じて最適な運行ルートとか配車を行いますA I オンデマンド型交通というものも運行手法の一つで、利便性は確かにあるかと思います。

ただ、A I 活用型、オンデマンド型の交通については、人口密集地では効率的に機能すると思いますけれども、山間部では、やはり運行距離、それから時間の長さが課題というものもございます。長距離移動が必要なエリアでは、急ぎの用事ですとか、病院の予約がある場合とか、そういった場合に予定どおりに到着できるかということ、それから、山間部ならではのございますけれども、電波状況などによって通信が途切れるというような課題もありまして、リアルタイムでのルート設定の最適化が遅れたりすることも懸念されます。

またもう一つに、導入費用、それからランニングコストというものが、多額の事業費が必要であることを踏まえて、事業の今後の継続性など、やはり十分な検討が必要であるというふうに認識しております。

ただし、議員がおっしゃいましたように、これらの新たな交通モードというのは、費用面だけで導入しないということではなくて、本市に合った手法として適切かどうかを見極めることが重要であり、先ほども申しましたけれども、他市町の事例もありますので、そういったものを参考にしながら、また、国の補助金等が活用できれば、まずは実証事業に取り組むなどができれば、よりよい交通施策を進めていけるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

鹿島市の、特に中山間地域の交通課題は待ったなしです。地域公共交通は、単なる移動手段ではなく、地域社会の生命線であります。しかし、人口減少や少子高齢化、運転手不足、燃料費の高騰、老朽化した車両、インフラ等の複数の要因が重なり、交通崩壊になりかねません。こうした状況に対し、地域公共交通への投資は単なるコストではなく、地域の持続可能性を維持するための戦略的投資として位置づけるべきであります。よって、必要なところに必要な形で持続可能な交通を再編する、この視点を持って交通政策を前に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、現在、肥前鹿島駅周辺整備事業が進められ、肥前鹿島駅を鹿島市の玄関口として、鉄道と路線バスの交通結節点として、鹿島市内や近隣地域へのモビリティハブ化が整備されています。時間調整やデジタル交通案内の導入など、従前の祐徳バスセンターのような機能が復原駅舎に配備されるイメージを持っているのですが、どうでしょうか。

また、運行情報の一元化や予約、決済のデジタル化など、M a a S 導入の考えはあるのでしょうか、お伺いします。

それと併せて、今回、鹿島市のまち全体を一つの宿と見立てて、肥前鹿島駅と市内に点在するまちやどや観光地をネットワーク化することでスローツーリズムを実現することをコンセプトとしていますが、実際、鹿島市を訪れられた旅行者や来訪者が、まちやどや観光地、特に農家民泊などの中山間地への観光移動はどのように考えているのでしょうか。肥前鹿島駅からの2次交通がなければ、このスローツーリズムは成立しないと思うのですが、どうでしょうか、見解を伺います。

○議長（徳村博紀君）

堀都市計画課長。

○都市計画課長（堀 正和君）

私のほうからは、肥前鹿島駅の整備において、復元駅舎の役割でありますとか、あるいはスローツーリズムの推進といったところでの御尋ねに御答弁をさせていただきます。

まず、肥前鹿島駅をフロントと見立てて、長崎本線の各駅や、その周辺の地域資源をつなぐ沿線えきやど構想及びスローツーリズムの推進といったことで、本市及び太良町を含む地域全体の持続可能な観光まちづくりの核となっていくという考え方で進めているわけですが、先ほど来ありましたような生活交通に加えて、観光の側面からも公共交通の役割は非常に大きいものであるというふうに認識をさせていただきます。

スローツーリズムにおいて、駅から目的地までの移動そのものを楽しんでいただくこと、そして、ニーズに合った移動手段を提供する必要があるとございます。現在、県が取り組んでいますスローツーリズム展開の中では、地域プロデューサーをプレーヤーたちがつなぐリーダー

的存在ということで立っていただくために、育成サポートを行っている段階でございます。

プレーヤーが、その素材を面でのプロモーションとネットワーク化にすることによって、個々の民泊、えきやどとかまちやどとかいったこと、あるいは農業体験などを実施されるプレーヤーが孤立せず、お互いが連携するような、そういったことを推進することで発信力のある観光素材となっていくのではないかとというふうに考えております。

肥前鹿島駅はスローツーリズムのフロントということで、これらの情報を発信できるような、関係者でそういった検討を進めているところでございまして、先ほど復原駅舎にそういった機能が入るのではないかとというお話もございましたけれども、現在、新駅舎も含めて検討を進めているところですが、立地的には2次交通のハブといった位置づけから、公共交通ロータリーに近接いたします復原駅舎の役割といったところは、ハブとしての役割が強くなるのではないかとということで検討をしているところでございます。

交通手段の確保といった点で申し上げますと、まず、長崎本線の沿線であれば、列車をぜひ御利用いただくと。ここを交通結節点として、路線バスやタクシーも駅前で集積をいたしますので、2次交通のハブとしての活用を目指しているところです。

今回の整備では、公共ロータリー、それから復原駅舎といった、待合スペースも含めたところで快適に過ごせる環境を整備してまいりたいと考えております。現在、時刻表とか路線情報、こういったものをデジタルで活用できるようなシステムについても検討を行っているところでございます。公共交通の結節点としての機能と利便性を強化してまいります。

それから、これは事例としての御紹介ですが、民泊でありますとか体験型観光の事業者の方が関係法令の範囲内で柔軟に送迎を行うということも、持続可能なサービスとして研究をする必要があると考えています。他の地域の事例ですが、駅から徒歩圏内にある宿とか体験、こういったところについては、駅まで事業者が迎えに行かれて、歩いて移動する間に、その集落のことの紹介であるとか、体験のことを説明したりとか、そういったことで、より体験の価値や期待感を高める効果があるというような実績もあるようでございます。

それから、もう一つ紹介しますと、移動手段そのものを自ら楽しんでもらうというところでは、レンタサイクルの配備であるとか、レンタカーなどの活用とか、自由度の高い移動手段を活用していただくといったことも、こういったサービスが一元的に提供できるようなワンストップの窓口の在り方について、現在検討を進めているところでございます。

肥前鹿島駅をフロントとしたこの構想は、一朝一夕になるものではなく、地域住民の皆様、民間事業者、観光協会、交通事業者、県など、関係者との緊密な連携が今後必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3番（宮崎幸宏君）

今ちょうど、民泊事業者による送迎という答弁があったんですけど、全国では地域住民が支え合う共助型ライドシェアや、企業や病院が保有する送迎バスの共同利用といった官民協働の交通支援が広がり、交通空白地の解消に向けた取組がなされて、対策法案も成立しております。

地域公共交通は、行政だけではなかなか維持することが難しくなっています。鹿島市としても、こうした共助版ライドシェアや、企業送迎バスの共同利用などの地域、企業との協働による交通支援を積極的に検討すべきと思いますが、地域全体で公共交通を支える仕組みをどのように考えますか、お伺いします。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

地域住民や企業との協働による交通支援ということですが、地域住民同士が互いに助け合い、地域の足を守る共助型ライドシェアですとか、病院、企業などが所有する送迎車両などを活用した移動手段などがあると思います。

共助版ライドシェアについては、自家用有償旅客運送制度を活用した仕組みであり、自治体やNPO、それから自治会等を運営主体として、地域住民の自家用車や自治体が提供する車両等を使用し運行するものとしておりますが、ドライバーの高齢化ですとか、それから担い手不足、安全教育や健康管理など、運行管理体制の構築などの課題があり、運行停止になるケースというのも全国で発生しているとお伺いしております。

具体的には、無償、または少額の実費弁償のみで運行しているということもありまして、ドライバーの負担が大きいということ、それから、ボランティアの善意だけでは継続が困難になった結果、運転者の確保が難しくなるといったこと、運転技術と安全管理のばらつきによって利用者とのトラブルが発生する、そういった事例もあるようです。

このようなケースを踏まえますと、制度設計や継続的な運営を支えるための財源確保、ドライバーの確保と育成など、課題を関係者と協議し、全てをクリアした上での導入が必要だと考えております。

また、本年策定されました国の第3次交通政策基本計画では、バスやタクシーに限らず、病院送迎、福祉輸送、スクールバスなど、既存の輸送資源を事業者や産業、自治体の壁を越えて輸送資源の確保を図るといった、連携や協働といった共創による取組を推進されております。このことは、不足する公共交通の資源として、民間の車両や運転手を運行体系に組み入れるということを想定されているものだと思いますけれども、まずは公共交通維持への共感や理解を得ることが前提となりますので、実施には関係者同士の十分な協議が必要であると考えます。

まずは、受診や介護サービス、買物などの移動目的によって、バスやタクシーなどの公共交通ではなく、医療機関や施設の送迎車両を活用してもらうなど、既存の公共交通だけでカバーできない部分を民間に補完していただくということも共創の取組の一つとして捉え、多様な手段を総動員して、持続可能な鹿島市の交通体系を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

本日は、鹿島市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と、鹿島市の地域公共交通を質問することで議論させてもらいました。

高度経済成長期及びバブル経済期には多くの公共施設、箱物が造られてきましたが、これからの時代は公共施設を造るのではなく、今ある公共施設を利活用して縮小していく行政運営でなくてはなりません。そういった意味では、今進められている肥前鹿島駅周辺整備事業は大規模公共施設建設事業であり、総事業費53億円、鹿島市分10億円は、はっきり言って公金の過大投資であると思います。なるべく鹿島市分の10億円の事業費を縮減して、その分を地域交通や子供たちの教育に投資することを強く望みます。

最後に、松尾市長に質問します。

市長は、先般の市長候補者討論会において公共施設について主張され、その中で、これからの公共施設の在り方として、近隣市町との施設の共用、貸し借りの考えを話されていました。私もまさしくそのとおりであり、これからの近隣市町との公共施設の相互利用といった公共施設マネジメントの考え方も必要であると思います。

また、地域公共交通についても、市長選挙中に市内全域の現状や市民の方の窮状を見たり聞いたりされたと思います。鹿島市の地域公共交通は、従来の延長では維持できません。今こそ地域公共交通体系の抜本的な再編を行うべきだと思います。このようなことを踏まえて、松尾市長、鹿島市の将来をどのように守っていくのか、考えを伺います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

宮崎議員の質問で、公共施設のこれからの在り方、それから、公共交通のこれからの在り方ということで、いろんな話の中で、じゃ、鹿島はこれからどうするんだという話だと思います。

先ほどおっしゃった自治体ごとにいろんな施設を譲り合うというのは、私もほかの自治体の首長さんと話すときに、そういう話もやっぱりほかの自治体の首長さんも考えておられます。それぞれの自治体がそれぞれの施設をいっぱい造るのがこれからの少子高齢化の

時代に適応しているかということは、私もそうではないと思っています。お互いの譲り合いの中で、なるべく公金をかけないで施設サービスを充実していくというのは大事だと思っていまして、今、近隣の自治体とそういう話も詰めております。そういうこともある程度まとまりましたら皆さんのほうにも報告ができればというふうに思っています。

あと、公共交通です。実際、鹿島の市民がどういう交通形態で動かれているのかというのをしっかり把握してみないと、ただ我々が机上でいろいろ議論をしても始まりません。例えば、のりあいタクシーを交通空白地帯に導入しようということでは昨年度やりましたが、実際やった成果としてはあまり現れませんでした。やっぱり地元の要望を地元の市民がしっかり受け止めて、それを自分たちが利用するというやり方をお互いがしっかり考えていかなないとできないということで、鹿島は6地区それぞれの、山間部もあるし、平地もあります。そういうところの公共交通というのは、よその地域とまた異なるところもありますので、この公共交通の在り方というのを、今、地域公共交通会議、私も代表としておりますので、具体的にどういうふうな方策がいいのかというのをしっかり検討していかなければいけないと思っています。

これには地域の公共交通を担っておられる事業者の方も参加されておりますし、区長さんとかいろんな地域の方も参加をされておりますので、それぞれの御意見をしっかり聞いて、これからの在り方というのを——いつまでも時間をかけるということではあんまり好ましくないとしますので、なるべく早い時期に結論として、こういうふうな公共交通の在り方がいいということを皆さん方にもお示しすることができればと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

3 番宮崎幸宏議員。

○3 番（宮崎幸宏君）

今回、人口減少や少子高齢化といった社会問題に対して、鹿島市がどのように克服していくべきかという施策について質問しました。

全国的に見ても、人口増加は現実的ではありません。いかに人口減少を緩やかにしていくかの対策はもちろん大切なことであります。それとともに、これからも進んでいく人口減少や少子高齢化を見越し、それに見合った持続可能な鹿島市のまちづくりを考えなければなりません。少子化といえども、着実に鹿島市で生まれ育っている子供たちや、学び、暮らしている若い人たちがいます。この次世代の人たちに鹿島の将来をしっかりと引き継ぐことが我々の使命であり、責任であります。

最後に、冒頭にも申しましたが、これからの時期、豪雨や台風が予想され、過去の豪雨災害を思い出すと、恐怖と緊張感を覚えます。先月、防災気象情報の運用が見直されました。鹿島市から市民の方への情報周知の徹底をお願いするとともに、災害が起こらないことを切

に折りつつ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

以上で3番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩をいたします。1時45分から再開いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

11番議員、勝屋弘貞でございます。通告に従いまして質問を申し上げます。

今回は、安全・安心・快適に暮らせる鹿島市をつくるという観点で、最近、私自身が見たり聞いたり体験したことを基に、3つのことをお尋ねいたしたいと思います。

1つ目、鹿城川の整備・管理についてお聞きいたします。

先月末に大字納富分地区の振興会の総会がございまして、その折に、鹿城川が走る蟻尾山の麓の危険性についての話がありました。

鹿城川は、途中から蟻尾山の中腹を通り、高津原地区へと通ずる川でございますが、鹿城川自体は2級河川で、県が管理するところと聞いておりますが、その周辺を含めてというところで理解をしていただければと思います。まずもって、現在どのような体制で管理がなされているのかをお聞きしたいと思います。

2つ目、野焼きによる火災についてお尋ねいたします。

最近、野焼きによる火災が多いと感じましたので、取り上げさせていただきました。まずもって、ここ数年の鹿島市における火災事故の発生件数とその内容、割合をお聞きしたいと思います。

3つ目、江北駅における乗り継ぎについてお聞きいたします。

特急電車が大幅に減便され、江北駅にて乗り換えなければならなくなりました。跨線橋を渡るのが大変だという声もあり、改善を求めJR九州まで出向き、1つのホームで対面式で乗り継ぎができるように働きかけをされたと聞いておりますが、現状はどのようになっているのかをお聞きし、総括の質問を終わりたいと思います。あとは一問一答でお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

執行部の答弁を求めます。中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

私のほうからは鹿城川の整備、管理についてお答えします。

鹿城川は2級河川であり、河川管理者は佐賀県となっております。本河川は、高津原地区における重要な農業用水及び生活維持用水の供給源としての役割を担っております。具体的には、高津原区に存在する4つのため池に木庭川から取水をいたしまして、鹿城川を經由して流入する仕組みとなっております。この流入水の大半を鹿城川が支えている状況であります。

日常的な維持管理につきましては、水路への落石や土砂堆積の対応を含め、高津原区及び生産組合の皆様にも多大なる協力をいただいているところでございます。

また、水の管理につきましても、木庭川取水口のゲート操作を高津原区の役員様が担われ、大雨や台風の際には速やかに閉鎖するなどの機動的な対応を行っていただいております。それでも、のり面から雨水流入により増水する際には、沿線地区の皆様が鹿城川に並行する中川へゲート操作により排水を行うなど、地域間での協力体制が築かれているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

総務課からは野焼きによる火災について答弁いたします。

先月には野焼き等に起因する火災が立て続けに発生し、その都度、消防署、消防団をはじめ、関係者の皆様に出動いただく状況となりました。また、今年に入っても火災が発生しており、今年は発生件数が突出して多い年となっております。

このような状況を受けまして、市といたしましても、火災予防のための対応を行っております。5月19日には、市職員による巡回を行い、農業者等に対して火災予防の呼びかけを実施いたしました。また、5月20日と6月13日には、市公式LINEやSNS、防災行政無線により市民の皆様に対して、火の取扱いへの注意を呼びかけたところでございます。さらに、5月25日から30日までの6日間は、消防団による巡回を実施し、火災予防の注意喚起を行っていただいたところでございます。

それでは、御質問の発生件数等について申し上げます。

まず、過去3年間の火災発生件数等について申し上げます。

発生件数は、令和5年が8件、令和6年が5件、令和7年が4件、令和8年が10件となっております。火災の発生件数は、1月から12月までの暦年で数えますので、今年は6月の時点で既に10件という非常に多い年となっております。

次に、内容割合について申し上げます。

今年を含めた令和5年からの火災件数27件のうち、建物火災が41%、車両火災が7%、その他火災が52%となっております。今年発生した火災10件の状況ですけれども、建物火災が4件、その他火災が6件となっており、その他火災6件のうち、5件が野焼きとなっております。

す。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

私のほうからは江北駅での乗換えの状況についてお答えいたします。

長崎本線の上下分離後、直通の特急列車は減便となり、直通の特急が運行しない時間帯で移動する場合は、江北駅での普通列車と特急列車の乗換えが必要となりました。この乗換えについて、令和4年9月時点では、乗り継ぎができる列車26本のうち、同一ホームでの乗換えが可能なものは3本、そのほかの便は跨線橋を渡ってホームを移動しなければならず、利用者にとっては大変不便な状況でした。

この状況を改善するため、本市と長崎本線沿線の江北町、白石町、太良町で構成する長崎本線利用促進期成会での要望活動、また、佐賀県と20市町合同での要望活動において、江北駅での乗換負担の軽減について、JR九州に対し改善を求めてきたところです。その結果、令和6年3月には28本中18本、今年3月のダイヤ改正では34本中27本の約8割が、同一ホーム対面での乗換えへと改善されました。

このような要望活動の成果が実を結び、着実に改善へと向かっておりますが、まだ一部の便においては跨線橋を利用しなければ乗換えができないものもありますので、佐賀県や沿線自治体等と共に今後も継続して要望を行い、利便性向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

それでは、一問一答にてお願いいたします。

まずは鹿城川についてです。私はちょっと歩行が困難なものですから現場までなかなか行けなかったのですが、写真のほうで確認させていただきました。

〔映像モニターにより質問〕

側面、底面、3面がきちっとコンクリート舗装されていて、年に2度ほど定期的に管理をされている。それで、何かあったときにはすぐ対応できるような体制を取られているということで安心しました。

しかしながら、実際、崖崩れ等があつて、土砂で川が詰まってオーバーフローして水があふれてきた。そういう危険なことがあったから総会の折におっしゃったんだろうと思います。そういったところのハザードマップがございますね、危険地区のハザードマップ。私はイ

メージしたときに、漠然と大きい範囲で、ここも危ないよ、ここも危ないよみたいな感じで大きく指定されているような感じがするんですけど、度々そういう崩落とかがあるようなところは、ハザードマップの中のハザードマップみたいな感じで、きっちりと把握していただいて、崩壊した後の対症療法じゃなくて、根本的な改善をやってほしいなというのがあるんですけども、そういったところの考え等はございますか。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

中村建設住宅課長。

○建設住宅課長（中村幸男君）

お答えします。

先ほど写真を見ていただいて状況は確認をしていただいている、先ほど議員のほうからおっしゃっていただいたように、河川自体はコンクリートの3面水路となっております。

それから、年に数回の地元による維持管理対応を行っていただいているという状況でありまして、これまでの大雨による大規模な災害とか決壊とかが発生していないというところでありますので、今後もこの体制を引き続き行っていくことで予防につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

今回この質問をするに当たり、いろいろ御協力いただいた方がいらっしゃったんですけども、話をしていると、イノシシが荒らして、それが落ちてきているとか、あとは太陽光発電の土砂災害の危険性を感じるとか、そういうお話もあったので、改めてその辺を確認していただいて調べていただければと思います。これはいいです。これでよろしいです。

続きまして、野焼きについてお聞きしたいと思います。

本当に多いですね。この質問を内容通告してからも火事がありましたね。あのとき私、ちょうど浜公民館におったんですけど、防災無線を聞こうと思って窓を開けたら、結構風が強かったなという印象がありました。そういうときでも野焼きをするんだなと思ってですね。こんな日に焼いたのかみたいな感じで思ったのを思い出します。

どうでしょう。市民からの反応、今、野焼きでこういう感じで火災が多く発生していますが、苦情とかなんとか来ていないですか。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

野焼きに対する市民の皆様の反応についてお答えいたします。

野焼きに伴う煙や臭いに関する相談や御意見につきましては、これまでも市に寄せられております。市では、そのような相談があった場合には、現地の状況を確認し、必要に応じて関係機関と情報共有を行い、先ほど申しましたとおり、巡回などの対応をしているところでございます。

一方で、住宅地に近い場所や風が強い日、空気が乾燥している日に野焼きが行われた場合には、火が周囲に燃え広がるのではないかと不安を感じられている方もおられるものと考えております。

市といたしましても、農業上必要な焼却が行われる場合においても、周辺住民への配慮や火災予防対策を十分に講じていただくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

基本的に、自ら火をつけるわけだから危険な行為をやっているもので、それに対する対応は火をつけた方にやってほしいなというのがあるんですよね。もちろん、田んぼで焼いたらいかんと言ひよるわけじゃないです。そこは勘違いしないでください。それはやっぱり畑の消毒から、肥料にもなるし、いいところもあるので、それはいいと思いますけれども、そういった生産者が火をつける場合、例えば、1トントラックに水を汲んで積んでいくとか、消火器を準備するとか、そういうことはやっていないのかなと思うんですけど、それはいかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

失火された方が消火のための水や消火器を準備されていたのかについてお答えいたします。

失火された方で水等の準備をされているケースはございませんでした。

個別の火災における準備状況につきましては、それぞれの発生状況により異なりますが、野焼きを行う場合には、万が一に備えて、水、バケツ、消火器など、初期消火に必要な用具をあらかじめ準備しておくことが重要であると思います。また、火のそばから離れないこと、風が強い日や乾燥している日には行わないこと、周囲の枯れ草など燃えやすいものに十分注意することが基本でございます。

野焼きは、少量の火であっても、風向きや周辺の状況によって短時間で燃え広がるおそれがありますので、事前の消火準備と安全確認を徹底していただく必要があると考えております。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

先ほどの答弁で、消防団とかの巡回も増やしたいということをおっしゃっていましたが、でも、こんなに度々火災があったら消防団もたまったもんじゃなかろうなと思うんですよ。怒り心頭というような話も聞いたので、この前、消防の総会があっていたと思いますけど、その辺りで何かそういう意見がなかったんですかね。いかがですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

消防団の負担についてですけれども、消防団員の皆様には火災が発生した際に、仕事や休憩中、また夜間、休日であっても出動していただき、市民の生命、財産を守るため、日頃から大変御尽力いただいております。市といたしましても、改めて深く感謝申し上げます。

一方で、野焼き等に起因する火災が続きますと、消防団員の皆様には大きな負担が生じることになり、地域の皆様にも多大な影響を及ぼすものであります。決して軽く考えてよいものではないと思っております。

市といたしましては、消防団員の負担軽減のためにも、火災そのものを発生させないことが最も重要であると考えており、今後も消防署、消防団、関係団体と連携しながら、野焼きによる火災予防の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

消防署のほうから何か鹿島市に対する注意とかないんですか。そういうのはないですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

消防署のほうからにつきましては、例えば林野火災警報、これは杵藤消防が発表をするものなんですけれども、この林野火災警報が発令された際には、杵藤地区消防本部による防火指導が強化されます。パトロールとか巡回をされることが多くなります。その場合には、市におきましても消防本部と連携して、防災行政無線等を活用した注意喚起を行っているところでございます。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

全国的に見て、野焼きに限らず、林野火災、去年は岩手県の大船渡と愛媛県の今治ですかね、ございました。大船渡市の場合は、鎮火までに41日間かかっているそうでございます。ここは原因は野焼きじゃなかったんですけどね。でも、山手のほうでそういう野焼きが燃え広がって、鹿島市の貴重な財産を奪われるというようなことになったら、非常に悲惨だと思うわけでございます。

野焼きは危険な行為だということを認識していただいて、危機意識の向上をお願いしたいと思うんですけれども、生産者組合で取り組むのか、農業委員会等を通してやるのか、その辺りの考えはございますか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江総務課長。

○総務課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

野焼きにつきましては、廃棄物処理法により原則として禁止にはされておりますけれども、稲わらや麦わらの焼却等、農業上やむを得ない場合は、法令上、例外的に認められています。しかしながら、火を扱う以上、常に火災につながる危険性を伴うものでございます。特に、風が強い日や空気が乾燥している日、周囲に枯れ草や山林、住宅などがある場合では、僅かな火の粉からでも一気に燃え広がるおそれがあります。

市といたしましては、市民一人一人に、野焼きは単なる農作業や片づけではなく、火災につながり得る危険な行為であるという認識を持っていただくことが重要であると考えております。農業者の皆様に対しては、県、市、JAなど関係機関が連携し、麦わら焼却による近隣の住宅地などへの影響を可能な限り軽減するため、麦わら、稲わらの農地へのすき込み等を推奨しており、ホームページや広報紙、農業者が集まる機会などを通じて周知を行っております。さらに、ホームページにおいても、野焼きは原則禁止であり、例外的に認められる場合であっても、風向きや時間帯、焼却量などに十分配慮し、周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう注意を呼びかけております。

今後も広報紙、市ホームページ、防災行政無線等を活用するとともに、消防署、消防団、農業関係団体等々と連携しながら、野焼き等の注意事項や火災予防について継続的な啓発に努めてまいります。特に、田植前など野焼きが行われやすい時期や、空気が乾燥し火災が発生しやすい時期には、重点的に火災予防の呼びかけを行っていきたいと考えております。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

市が一体となって、火災ゼロを目指して頑張っていたきたいと思います。

それでは続きまして、江北駅での乗り継ぎについてお聞きしたいと思います。

これは私の実体験でございます。先日、博多まで行く機会がございまして、所用を済ませてから帰りの便でのごさいます。乗換えのために江北駅で電車を降りたのが4番ホーム、一番鹿島側のホームでございます。乗り継ぎの電車を待っていたのが3番ホーム。降りたのが佐賀駅に近いところ、エレベーターから大分離れたところで、100メートル弱ぐらいあったんじゃないかなと思います。エレベーターで、上に上るのは上りました。3番ホームに下りるためにボタンを押したところで電車が発車してしまったんですね。それで乗り損なったということでございます。

たまたま20分後に諫早行きというのがありまして、それに乗って無事に鹿島に帰ってこられたわけでございますけれども、非常に悔しい思いと、乗り損なった自分が情けなく思った次第でございます。このときの乗り継ぎ時間が3分。精いっぱい早歩きをして試みたんですけれども、間に合わなかったという状況でございます。

その乗り継ぎの電車というのは、江北駅発の肥前浜駅行き。先で乗り継ぐような電車じゃないので、そんなダイヤに影響はないと思うんですけれども、あと3分あれば、5分か6分かあればどうにか私も間に合ったのかなというようなことがあったんですよね。私のような障害を持つ者、あと妊婦さんとか、ベビーカーを押したりする人、あとは大きな荷物、例えばインバウンドで来ていらっしゃる外国人の方ですよね。大きなキャリーバッグを押したりもされていますからね。そういうのがあったら、3分じゃとても間に合わんなんて思ってしまったんです。

その辺りの改善というか、先ほどの答弁では8割方が対面になったということで、100%に向けて努力をされるということなんですけれども、対面で3分だったらどうにかいいのかなと。話を聞いていたら、たまたまこの電車だけが3分だとかおっしゃっていたんですけれども、その辺の改善をしっかりとしていきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

先ほど議員の実体験ということでお話しいただきましたけれども、現在、特急と普通列車の乗換えが必要な列車のうち7本が跨線橋を渡る必要がありまして、それぞれの乗換時間については、先ほど議員が乗られた分が3分のもの、それから4分のもの、5分のもの、これが各1本ございます。乗換時間が6分のものが3本あります。また、7分のものが1本ございます。

乗換時間の短縮については、直通の特急列車に乗車した場合と同程度の所要時間で博多ー

鹿島間の往来ができるという効果があり、利便性向上につながっていると思います。

江北駅は、長崎本線と佐世保線という2つの主要経路が結節する交通の要衝でありまして、また、多くの特急列車が停車することから、繊細なダイヤ調整が行われているのが現状でございます。しかし、跨線橋を渡って乗り換える場合、特に、先ほど議員がおっしゃったように、高齢者や妊婦、それから、身体状況によって移動に配慮が必要な方にとっては、エレベーターを利用したり、移動のための介助を要するなど、安全な乗換えのために適切な時間が必要であることは理解できると思います。

これまでもJR九州への要望の中で、乗換時間の十分な配慮について要望しており、今回、議員が体験されたような実態を伝えた上で、誰もが安心して公共交通を利用した外出ができるよう、再度この点については要望していきたいと思います。

また、市としては、乗換時間の十分な確保はもとより、全便が同一ホーム対面乗換えとなることが最善と考えておりますので、100%対面乗換えとなるまで粘り強く要望を行い、利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

こちらから帰る場合でもそうですけれども、リレーつばめとかハウステンボス号とか、みどりですね、いろいろタイプがあるみたいで、車両の形態が全然変わってくるわけですね。たまたま私が乗ったのが佐賀寄りのところで遠いところだったので乗り損なったということもあったんだろうと思います。何号車がエレベーター近くに止まると分かっておけば、電車が走っている間に中を行ってもよかったかなと思いましたし、車掌さんにそういうのを聞けばよかったかなとも思ったし、車内アナウンスなんかで、あそこが近いですとか言ってくればよかったかなとも思ったし、お急ぎでない方は20分後の諫早行きを御利用くださいとか言ってくれたら、それもよかったのかなと思ったんですけど、私が乗り継ぎのアプリだけで確認していたので、3分に間に合おうと思って一生懸命動いたんですけど、それで最終的には乗れなかったみたいだね。急いだけ乗れなかったみたいなきっかけがありました。

てのひら市役所で鹿島市独自が作った時刻表がございますけれども、あれを見ておけば、こんな焦ることはなかったのかなとか後から思いました。でも、時刻表を見慣れていない方はちょっと分かりにくいかなというところもあったので、車両の形態によってはここで待ってくれとか、それをJRさんに聞いて調べていただければとか、そういうこともあったんですけど、新たな対応を考えていらっしゃるでしょうか。どうですか。

○議長（徳村博紀君）

田中広報企画課長。

○広報企画課長（田中美穂君）

先ほど議員が御提案なさったように、いろいろなお知らせの方法はあると思います。

御紹介いただいたように、てのひら市役所のほうで鹿島市独自の時刻表などを皆さんに見ていただけるような環境にはしておりますが、確かに、そもそも時刻表というのがなかなか見慣れないと見にくいものではあります。たくさんの情報が入っております。駅での到着時間、発着時間、それから、乗り場がどこか、到着する場がどこかというところがたくさん詰め込まれていますので、なかなか見づらくて見にくくてという部分もあるかと思います。そこは私たちも反省すべき点ではあります。

この中に、先ほど議員がおっしゃったように、どこを見れば分かりやすいのかという部分については改善の余地があると思いますので、今後こういったところについてはできるだけ改善をしていきたいと考えますし、今後、肥前鹿島駅整備が進みまして、いろんな方が鹿島に来られる、また、鹿島からお出かけになられるという方もいらっしゃると思いますので、そういった駅での案内方法などというのも今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

ぜひとも早急な対応をお願いいたします。

最後になりますけれども、市長にお尋ねしたいと思います。

包括的な社会、社会的包摂など今言われていますけれども、先ほど言った、小さなことなんでしょうが、こういうことを一つ一つ改善していくことがそういった社会につながっていくわけでございます。数年後に肥前鹿島駅が新たに変わりますが、こういうところの対応をしっかりお願いしたいと思います。

八次総合計画、「つながる笑顔のまち かしま」ということでうたわれていますけれども、乗り損なって笑顔がなくなるまちじゃ困るので、ぜひともそういう包括的な社会を目指して頑張っていただきたいと思うんですけれども、市長のその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

江北駅で時間が間に合わなかったということで、勝屋議員、大分悔しい思いをされたというふうに思います。

社会的包摂ということで、誰一人取り残さず、お互いに認め合って、支え合いながら、共に生きる社会を目指す考え方です。この考え方が実現された状態のことを包括的社会と言わ

れております。

交通における社会的包摂の実現には、単なる移動手段ではなくて、社会参加の動線までを視野に入れて、誰もが利用しやすい環境を整備することが重要であります。これは単純に外出の手段を用意すればいいということではありませんし、外出への心理的、身体的負担を軽くして、目的地に行くための物理的な制約をなくし、誰もが無理なく社会活動に参加できる、そういう視点で設計することが必要だというふうに思います。そのため、地域で安心して暮らせるよう、様々な声を拾い上げることが必要ですし、私もこれまで市民の皆さんとの対話を重視して、このような対話を行ってきたところであります。

さっき言った第八次総合計画で目指すまちの姿、「つながる笑顔のまち かしま」のとおり、人と人、それから地域と地域をつないで、鹿島の地域力を連携、交流によって磨き上げ、一人一人が心豊かに暮らし続けられるよう、みんなで支え合う、まさしく包括的社会を次の世代へつなげていきたいと考えております。そのために、先ほど言ったインフラの整備であったり、情報発信、教育、雇用、福祉など、全ての分野において多様な人を前提に政策を設計し取り組むことが重要であり、その取組が実現することで市の持続可能性が高められ、住み続けたいまちができると思っています。

今回、議員から伺った交通の課題についても、社会参加促進の観点から改善が必要であると思っていますし、我々も長崎本線の促進期成会で何度もＪＲのほうに行って、なるべく利便性が低下しないようにという要望も再度訴えてきたところです。

また、さっき言った新たな肥前鹿島駅、今回造ることになりますけど、そこにおいても乗車、それから乗換えの周知方法を工夫するなど、誰もが安心して公共交通を利用して外出できるように取り組んでまいりたいと思っています。

包括的社会とは、何か一つの施策を実行することで完成するものではありません。現代社会の急速な変化に対応するため、行政も常にアップデートしていかなければなりません。だからこそ、これまで同様、あらゆる機会において市民の皆さんの声を拾い上げ、その声を改善の貴重なヒントと捉えて、日常のルール、それから仕組みが、誰かの挑戦や生活を阻害していないだろうか、私たちは当たり前ということを問い直し続けなければならないと思っています。そして、地域の絆、支え合いを磨き上げながら、様々な施策に取り組み、包括的社会の実現を目指してまいりたいというふうに思います。全ての市民の皆さんが幸せになることが、行政の一つの役割でもあります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番勝屋弘貞議員。

○11番（勝屋弘貞君）

笑顔あふれるまち鹿島を目指して、2期目もしっかりと頑張っていただければと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（徳村博紀君）

以上で11番議員の質問を終わります。

ここでお諮りいたします。以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。今期定例会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時24分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長

徳 村 博 紀

会議録署名議員

5 番 中 村 日出代

同 上

6 番 池 田 廣 志

同 上

7 番 杉 原 元 博